

岐阜県公報

第 五 百 七 十 四 号
令 和 七 年 三 月 二 十 一 日
(金曜日)

目 次

○岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則 公安委員会規則	(国民健康保険課) 一一二 ^{ページ}
○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 告示	(運転免許課) 一二一
○道路の区域変更 ○道路の供用開始	(道路維持課) 一二九 (同) 一三〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 ○岐阜県屋外広告物条例による屋外広告物景観モデル地区の指定に関する告示の一部改正	(砂防課) 一三三 (都市政策課) 一三三
○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道) 指定納付受託者の指定	(下水道課) 一三三 (岐阜関ヶ原古戦場記念館) 一三三
○各務原都市計画道路事業の周知 ○落札者等に関する告示	(都市整備課) 一三三 (教育財務課) 一三三

規 則

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九号

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険法施行細則(平成三十年岐阜県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「額及び」を「額、法第五十八条第一項の出産育児一時金の三分の一に相当する額、同項の葬祭費の全額に相当する額並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

八 法第五十八条第一項の出産育児一時金

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 改正後の第四条第一項の規定は、令和七年度以後の年度分の普通交付金について適用し、令和六年度分までの普通交付金については、なお従前の例による。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年三月二十一日

令和七年三月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「又は運転免許証の写し」を「運転免許証の写し又は法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）の表面の写し」に改める。

第十六条第一項中「運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード（その者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、運転免許証及び免許情報記録個人番号カード）を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならぬ。

第二十一条の二の見出し中「運転免許証の更新」を「運転免許証等の更新」に改め、同条第一項中「規定する運転免許証の更新の」を「規定する運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）の」に、「おける運転免許証の更新」を「おける運転免許証等の更新」に改め、同項ただし書中「運転免許証の更新」を「運転免許証等の更新」に改め、同条第二項第一号中「警察署（」の下に「運転免許証にあつては、」を加え、同条第三項中「第三十条の九第三項」を「第三十条の七第四項」に、「運転免許証の更新」を「運転免許証等の更新」に改める。

第二十三条の二の見出しを「運転経歴証明書等」に改め、同条第一項中「第三十条の十第一項」を「第三十条の八第一項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第二項中「第三十条の十第二項」を「第三十条の八第二項」に、「同条第五項」を「法第一百五十五条の二第一項」に改め、「交付」の下に「又は同条第三項の規定による運転経歴情報の記録」を加え、同条第三項中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十二第二項及び第三十条の十五第二項」に改め、同条第四項中

「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に改め、同条第五項中「第三十条の十四第一項」を「第三十条の十二」に、「運転経歴証明を」を「運転経歴証明書を」に改め、同条に次の一項を加える。

6 施行規則第三十条の十六第二項に規定する運転経歴情報抹消届は、別記第十一号様式の六によるものとする。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

別表第一中

施行規則第二十一条の規定による運転免許証再交付申請書

を

施行規則第二十一条第二項の規定による運転免許証再交付申請書

施行規則第二十一条の二第一項の規定による特定免許情報記録申請書

施行規則第二十一条の五の規定による運転免許証返納届

施行規則第二十一条の八の規定による免許情報記録抹消届

施行規則第二十一条の九第一項の規定による運転免許証交付申請書

に、

この規則第二十三条の二第二項に規定する運転経歴証明書交付申請書

を

この規則第二十四条第一項の規定による運転免許証返納届（同条第二項の規定による国外運転免許証の返納届を含む。）及び仮運転免許証返納届

この規則第二十三条の二第一項に規定する運転経歴証明書交付等申請書

この規則第二十三条の二第三項に規定する運転経歴証明書等記

載事項変更届			に改める。
この規則第二十三条の二第四項に規定する運転経歴証明書再交付申請書			
この規則第二十三条の二第五項に規定する運転経歴証明書返納届			
この規則第二十三条の二第六項に規定する運転経歴情報抹消届			

別記第七号様式及び別記第十一号様式の二から別記第十一号様式の五までを次のように改める。

第7号様式 (第16条関係)

運転免許の条件変更(解除)審査申請書

岐阜県公安委員会 様		年 月 日		登 録 番 号																
フリガナ						男・女														
氏 名																				
生 年 月 日		年 月 日生		電話 番号																
本籍・国籍																				
住 所																				
変更(解除)しようとする 免 許 の 条 件																				
現 に 受 け て い る 免 許	交 付		年 月 日		—		年 月 日まで有効													
	免許の条件																			
	免許証番号		第				号													
	免 許 年 月 日	第一種	二小原	年 月 日																
		その他	年 月 日		大型	中型	準 中型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	
		第二種	年 月 日		11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34	
	特定免許情報の記録等年月日		年 月 日		免許情報記録の有効期間の末日		年 月 日													
	免許情報記録の番号		第				号													
	記 録 等 公 安 委 員 会		公安委員会																	
	条 件 コー ド																			
受験区分	2	練習方法			登録	年 月 日		免許証 訂 正	未・済											

審 査 結 果 表

適 性 試 験	裸 眼	右眼		視 野	右	度	運動能力	適・否	免許を与える場合の条件
		左眼			左	度			
		両眼			計	度			
	眼 ・ コ	右眼		深 視 力	1回目	mm	聴 力 (1号・2号)	適・否	
		左眼			2回目	mm			
		両眼			3回目	mm			
区 分		適 性 ・ 技 能						摘 要	
審査 年月日		番 号		合 否		試験官印			

第11号様式の2 (第23条の2関係)



運転経歴証明書交付等申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ		生年月日	男・女
氏 名		年 月 日生	
住 所		電 話	
現 に 有 す る 証 明 書 等	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード ☐ なし		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続き終了後に有することを希望するもの	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード (個人番号カードの効力 ☐ 有効 ☐ 失効)		

申 請 取 消 日 等	年 月 日
運 転 免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録
運 転 者 区 分 欄	1 優良 2 一般 3 違反等

免 許 証 等 コ ピ ー 欄		写 真 添 付 欄	
表			
裏		申 請 窓 口	
		☐ センター ☐ 警察署	
		特 記 事 項 欄	

第11号様式の3 (第23条の2関係)



運転経歴証明書等記載事項変更届

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

登録番号

旧	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

太線の枠内の変更する項目と電話番号を記入してください

新	フリガナ	☐ 変更なし
	氏名	☐ 変更なし
	生年月日	☐ 変更なし
	住所	☐ 変更なし
	電話番号	

運転経歴証明書等の写し

--	--	--	--	--	--

証明する書類

- | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 住民票(□コピー) | ☐ 個人番号カード | ☐ 在留カード | ☐ 資格確認書 |
| ☐ 自治体からの通知書 | ☐ 公共料金の請求書 | ☐ 居住証明書 | ☐ 内容証明郵便 |
| ☐ 戸籍謄本 | ☐ その他 () | | |

《備考》

☐未登録

責任者

点検

受付

登録

登録年月日

--	--	--	--	--

第11号様式の4 (第23条の2関係)



運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ		生年月日	男・女
氏 名		年 月 日生	
住 所		電 話	
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続き終了後に有することを希望するもの		☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード (個人番号カードの効力 ☐ 有効 ☐ 失効)	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書 等	
運転経歴証明書番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
運転経歴情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録
運 転 者 区 分 欄	1 優良 2 一般 3 違反等

運 転 経 歴 証 明 書 等 コ ピ ー 欄		写 真 添 付 欄
表		
裏		申 請 窓 口
		☐ センター ☐ 警察署
		特 記 事 項 欄

第11号様式の5 (第23条の2関係)

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 様	
届出者氏名	
運転経歴証明書氏名	
返 納 す る 理 由	死亡 ・ 再交付後発見 ・ 免許取得 ・ 本人希望 ・ その他
現に受けている経歴証明書	添付コピーのとおり
運 転 経 歴 証 明 書 コ ピ ー 欄	

別記第十一号様式の五の次に次の様式を加える。

第11号様式の 6 (第23条の 2 関係)

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届	
岐阜県公安委員会 様	
届出者氏名	
氏 名 ・ 生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
抹 消 す る 理 由	死亡 ・ 再交付後発見 ・ 免許取得 ・ 本人希望 ・ その他
記録公安委員会名	公安委員会
運転経歴情報記録番号	第 号
記 録 年 月 日	年 月 日

別記第十二号様式及び別記第十三号様式を削る。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道		道路の種類	
石徹白線 前谷		路線名	
郡上市白鳥町石徹白第一 三六号字峠山一番一地区内		区間	
後	前	区域の変更前後別	
一・八〇 二・三・三	一・三・八 一・六・四	敷地の幅員 ル(メートル)	
二・五・五	二・五・五	延長 ル(メートル)	
		備考	

岐阜県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一般国道				道の種類
二百五十七号				路線名
下呂市馬瀬黒石字無笹一 三一九番三地从先から		同 市 同 地 先まで 八 一 一 番 一 字 無 笹 一		区 間
後	前	後	前	別前変区 後更域
二・一 一・九	二・一 一・八	一〇・五 五・〇	九・八 五・〇	敷地の幅員 (メートル)
三・〇	三・〇	二六・三	二六・三	延長 (メートル)
				備考

岐阜県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	道の種類
路線名	路線名
区 間	区 間
延（メートル） 二五五	供用開始 の 期 日
令和 七・三・三	備（区域の考 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
令和 五・三・三	

岐阜県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	道の種類
路線名	路線名
区 間	区 間
延（メートル） 一〇・三	供用開始 の 期 日
令和 七・三・三	備（区域の考 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
令和 五・三・三	

岐阜県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	白鳥線 板取	関市大字板取字橋向一六四三番一〇地先から 同市大字同字同 一六四三番一〇地先まで		九四・〇	令和 七・三・三	令和 五・三・三

岐阜県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	関本線	山県市大字高富字森一番九地先から 同市大字同字同三〇番一		二四・七	令和 七・三・三	平成 二九・八・四

岐阜県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬黒石字横波一三一 九番三地先から 同市同字無笹一八一 一番一地先まで 下呂市馬瀬黒石字無笹一五六 一番一地先から 同市同字同 一五六 四番三地先まで		二六・三 二二・〇	令和 七・三・三	令和 七・三・三

岐阜県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)

県道	
篠原線 八百津線	
加茂郡八百津町潮見字山田洞 一〇二四番二〇地先から 同 郡同 町同 字同 一〇五二番四地先まで	
三三・八	
令和 七・三・三	
平成 三〇・一・一〇	

岐阜県告示第百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表狐襖の項を次のように改める。

狐 襖	
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）	
山県市大字西深瀬字狐襖	
一〇二〇番一五	一号及び二号
一〇四六番六	三号
一〇二六番一	四号

岐阜県告示第百五十六号

岐阜県屋外広告物条例による屋外広告物景観モデル地区の指定に関する告示（平成十九年岐阜県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一中「及び石森」を「石森及びあけち」に改める。

岐阜県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称

恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月二十八日から
令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により高富都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

山県市

二 都市計画事業の種類及び名称

高富都市計画下水道事業 山県市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年七月一日から

令和十四年三月三十一日まで
事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
インタセクト・コミュニティケーションズ株式会社 東京都千代田区神田小川町三丁目一番地	令和七年三月六日	岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号）第三条第一項に規定する入館料	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

公 示

。各務原都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画道路事業

三・三・十八号 犬山東町線バイパス

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年三月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 購入物品の名称及び数量 岐阜県立岐阜高等学校ほか13施設で使用する電気（予定数量） 4,369,491 kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和6年12月27日
- 落札者を決定した日 令和7年2月5日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地
岐阜電力株式会社
代表取締役 下田平 真樹
- 落札金額 106,291,669円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○落札者決定に関する公告
岐阜県は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者選定について公告する。

令和七年三月十一日

岐阜県教育委員会 財政課管理係

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立加納高等学校ほか11施設で使用する電気（予定数量） 3,901,635 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年12月27日

4 落札者を決定した日 令和7年2月5日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 98,040,349円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○落札者決定に関する公告

岐阜県は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者選定について公告する。

令和七年三月十一日

岐阜県教育委員会 財政課管理係

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立大垣北高等学校ほか13施設で使用する電気（予定数量） 4,149,094 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年12月27日

4 落札者を決定した日 令和7年2月5日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 103,883,553円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○落札者決定に関する公告

岐阜県は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者選定について公告する。

令和七年三月十一日

岐阜県教育委員会 財政課管理係

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立関有知高等学校ほか10施設で使用する電気（予定数量） 2,789,245 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年12月27日

4 落札者を決定した日 令和7年2月5日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 70,334,904円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○落札者並びに開くべき公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びについて公告する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 慎 英

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立多治見高等学校ほか15施設で使用する電気（予定数量） 4,067,807 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 6 年 12 月 27 日

4 落札者を決定した日 令和 7 年 2 月 5 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 100,589,123円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

○落札者並びに開くべき公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びについて公告する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江崎 慎 英

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立郡上北高等学校ほか13施設で使用する電気（予定数量） 3,224,958 kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 6 年 12 月 27 日

4 落札者を決定した日 令和 7 年 2 月 5 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目21番地

岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 74,658,364円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課管理係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和七年三月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社